消費者基本計画 工程表評価書

<参考資料>

令和5年6月

I 消費者基本計画工程表評価書の構成について

本工程表評価書では、前年度の工程表において、取組み予定として掲載をした各事項の実績値等を記載することで、各 KPI 及び各 KPI 指標を基準とした客観的な評価を行うものである。

注1

各 KPI について、実績値の記載がないものは順次取得予定。

注2

本資料は参考資料であり、消費者政策会議決定された消費者基本計画工程表(令和5年6月13日改定)に含まれるものではありません。

目次

1.	消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止・・・・・・・・・1
2.	特定商取引法の執行強化等・・・・・・・・・・・・・3
3.	社会経済情勢の変化に対応した消費者契約法を含めた
	消費者法制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・5
4.	景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充・・・・・・・・7
5.	食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討・・・・・9
6.	高齢者、障害者等の権利擁護の推進等・・・・・・・・・14
7.	成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進・・・・・・・・18
8.	消費者団体訴訟制度の推進・・・・・・・・・・・21
9.	食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進・・・・・23
10.	エシカル消費の普及啓発・・・・・・・・・・・27
11.	公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進・・・・32
12.	デジタル・プラットフォームを介した取引等における
	消費者利益の確保・・・・・・・・・・・・・・・34
13.	消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び
	地域における消費者教育推進のための体制の整備・・・・・・・37
14.	地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた
	地方公共団体への支援等・・・・・・・・・・・・41

重点項目 1. 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

目標 KPI(ア ウトプッ ト指標)	消費者事故等による被害を未然に防止し、消費者が安心して安全で豊かな 消費生活を営むことができる社会を実現する。 1 消費者への情報提供の件数【100回以上/毎年度】(消費者庁) →141回(令和4年3月時点)				
T Jupa	2 SNS 投稿が表示された回数【70,000 回以上/1 投稿あたり】(消費者庁) →76,994 回 (令和4年4月時点) 3 関係府省庁等に情報提供した回数【10 回以上/毎年度】(消費者庁) →12 回 (令和4年3月時点)				
KPI (ア	初期	中期	最終		
ウトカム	1事故情報データバン	1 消費者の意識変化 (参	1 消費者の行動変化		
指標)	クに登録された事故	考指標:消費生活意	(参考指標:消費生		
	情報件数【25,000件/	識調査) (消費者庁)	活意識調査)(消費者		
	毎年度】 (消費者庁)				
	→30,609件(令和4年3月	2勧告・意見先の関係行			
	時点)	政機関で終了した取組			
	の件数【10件/毎年度】				
	2 注意喚起の認知度 (消費者庁)				
	(SNS のエンゲージメ				
	ント総数を想定)				
	【2,000 以上/1投稿				
	あたり】(消費者庁) →1,800 回 (令和4年4月				
	→1,000 回 (^{〒和4年4月} 14日時点)				
	TI HEAWA				
取組		~ 令和 4 年予定			
	a 消費者安全法に基づく	消費者事故等の通知等、事	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		
	度を適切に運用する。(消費者庁)			
	b 消費者事故等に関する	情報の集約及び分析の取り	まとめ結果の報告を行う		
	とともに、データベース	スの入力データの質の向上	に取り組む。(消費者庁)		
	c 消費者事故等の通知制	度の周知徹底を図るととも	に、都道府県等に対し通		
	知手順の確認・整理を認	求めるなど、通知制度をF	滑に運用するための方策		
	を推進する。(消費者庁)				
		とに、事故動向の的確な把			
	行政機関・事業者への	動きかけ、事故等原因調査	を行う。(消費者庁)		

- e 緊急事態の発生に備え、日頃から関係府省庁が連携するとともに、緊急事 態発生時において迅速・適切に対応する。(消費者庁)
- f「リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報が効果的に発信され、リコール対象商品による事故件数の減少につながるよう、事業者からの掲載依頼の促進や情報発信ツールの改善などに取り組む。(消費者庁)

- a 通知が円滑に行われるよう、関係省庁や地方公共団体の消費者行政担当職員が出席する会議や地方公共団体の主催する研修において、通知制度の周知を行った。(消費者庁)
- b 消費者安全法に基づき通知された消費者事故等の情報及び消費生活用製品 安全法に基づき報告された重大製品事故の情報について、定期公表を実施 するとともに事故情報データバンクに登録した。(消費者庁)
- c 令和4年度 地方消費者行政の現況調査において、都道府県における事故情報等の通知手順についての調査を実施した。(消費者庁)
- d 収集した事故情報をもとに、事故動向の的確な把握、消費者への情報発信、 行政機関・事業者への働きかけ、事故等原因調査を行う。 (消費者庁)
- e 令和4年12月に関係省庁と連携して緊急時における対応訓練を実施した。 (消費者庁)
- f リコールに関する情報を、消費者庁リコール情報サイトやメールマガジン を通じて発信した。また、消費者行政ブロック会議において地方公共団体 に対して同サイトの周知を依頼した。(消費者庁)

重点項目 2. 特定商取引法等の執行強化等

目標		者被害を防止するため、関 厳正かつ適切に執行する。	係機関等とも連携し、特		
KPI (ア ウトプッ ト指標)	1国による特定商取引法に基づく行政処分の件数 (消費者庁、経済産業省) →34件 (令和5年3月)				
	2都道府県による特定商取引法に基づく行政処分の件数 (消費者庁) →60件 (今和5年3月)				
	3事業者団体・消費者団(庁)	体向けの説明会の受講者数	汉【200名以上/年】(消費者		
	4執行担当者に対する研修の実施日数、受講者数【4日以上/年、100名以上 /年】(消費者庁)				
KPI (ア	初期	中期	最終		
ウトカム	 1違反行為の解消 _{(消費}	1公正な取引の確保 (消	消費者利益の保護(消費		
指標)	者庁)	費者庁)	者庁)		
	2 行政処分対象事業者				
	の過去の売上高や契				
	約金額の推定累計額				
		を元に算出した消費			
		者被害の推計額(消費			
		者庁)			
		→1, 154 億円			
取組		令和4年予定			
	a 特定商取引法及び預託活	去の厳正かつ適切な執行(消費者庁、経済産業省)		
		4の作成・配布等による改	正法の周知・啓発(消費者		
	厅、経済産業省) 				
		項託商法」に対する対処 (i			
		奥及び法執行における連携 ************************************			
		書面等の電子化に関する植			
	似ッよこの結果を始ま。	えた必要な措置の実施(消	(東有) (東南) (東南) (東南) (東南) (東南) (東南) (東南) (東南		

- a 特定商取引法による行政処分を実施(消費者庁、経済産業省)
- b 行政関係者(地方経済産業局等)向けの説明会を実施、政府インターネットテレビ及び政府広報オンラインにおいて改正特定商取引法について周知(消費者庁)
- c 預託等取引に関する法律における定義規程等に係る考え方(通達)を公表 (消費者庁)
- d 経済産業局、自治体との情報交換及び法執行における連携を強化 (消費者庁、 経済産業省)
- e 検討会会合とワーキングチーム会合を行い、10月に検討会報告書を公表。 報告書の内容を踏まえ、政令・省令を改正(消費者庁)

重点項目3. 社会経済情勢の変化に対応した消費者契約法を含めた消費者法制の整備等

目標	会経済情勢の変化に応じ	する消費者法制について、 た見直しを行うとともに、 り、全ての消費者にとって	事業者の意識向上や消費	
KPI(ア ウトプッ ト指標)	1 消費者契約法等に関する有識者との意見交換、ヒアリング等の実施【5回以上/毎年度】(消費者庁) →50 回 (令和5年3月)			
		に対して実施した消費者契 、以上/毎年度】(消費者庁)	2約法等に関する研修・講	
	3 消費者契約法等に関す ^{者庁)}	3 消費者契約法等に関する説明会等の参加人数【240 人以上/毎年度】 ^{者庁)}		
	4 消費者契約法等に関す クセス以上/毎年度】(→345, 622 アクセス(令和		啓発媒体の公表【40 万ア	
	5法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の適切な運用(消費者 庁)			
KPI (ア	初期	中期	最終	
ウトカム	1 消費者契約法の認知	(参考指標) 消費者契約	(参考指標) 消費者契約	
指標)	度【50%/令和6年	法等に関する学術研究	法等に関する学術研究	
	度】(消費者庁)	の数	の数	
	→37.0% (令和5年2月)			
	(全文比插) 沿弗老初约			
	1 (公在村屋)沿有石空外。			
	(参考指標)消費者契約 法等に関する学術研究			
	法等に関する学術研究の数			
	法等に関する学術研究			
取組	法等に関する学術研究の数	令和4年予定		
取組	法等に関する学術研究の数 a 「消費者契約に関する	令和4年予定 検討会」報告書等を踏まえ	た必要な措置の実施(消費	
取組	法等に関する学術研究 の数 a 「消費者契約に関する相 者庁、法務省)	検討会」報告書等を踏まえ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
取組	法等に関する学術研究 の数 a 「消費者契約に関する相 者庁、法務省) b 同報告書において将来	1-111	や制度の改正経緯から見	

c 消費者契約法の周知広報活動(消費者庁、法務省)

- a 第208 回国会で「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立。改正法施行に伴う政令・府令の整備を実施。また、「霊感商法等の悪質商法への対策検討会」報告書(令和4年10月)の提言を踏まえ、第210回国会に「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」を提出し、両法は令和4年12月に成立。(消費者庁、法務省)
- b 消費者法は現状何が実現できていて何ができていないかを検証し、将来の 消費者法の可能性を考えるため、令和4年6月に「消費者法の現状を検証 し将来の在り方を考える有識者懇談会」準備会合を開催し、同年8月から 「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」を開催 し、幅広い観点からの検討を開始。(消費者庁、法務省)
- c 事業者団体や消費者団体、大学等で消費者契約法等に関する説明会を実施。消費者庁HP上に、消費者契約法等に関するリーフレットを掲載。(消費者庁、法務省)

重点項目4. 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充

目標	·	つ合理的な選択の機会の		
		り、そのために、不当表示		
	正な運用や不当表示の未然防止の取組を行う。(消費者庁)			
KPI (ア	1 景品表示法に違反する行為に対する厳正な対処 (消費者庁)			
ウトプッ	(参考指標:措置命令件数、課徴金納付命令件数、指導件数)			
ト指標)	→措置命令件数 41 件(令			
		'件(令和3年度:15 件)		
	→指導件数 112 件(令和 3 年度:172 件)			
	→都道府県等による措置命令件数6件(令和3年度:4件)			
	 	に係る評価及び必要に応	 た制度の見直 . (消費者	
	方)			
	3都道府県の担当者も含	めた執行担当者に対する研	T修や意見交換等(新たな	
	制度の改正も含む。)の	実施 (消費者庁)		
	→14 回			
	4事業者団体、消費者団体等に対する景品表示法の研修や講師派遣等(新た			
	な制度改正も含む。) の実施【受講者数 5,000 人以上/年】 (消費者庁)			
	→14, 910 人			
KPI (ア	初期	中期	最終	
ウトカム	1インターネット上の	1表示の適正化により、	1景品表示法の厳正な	
指標)	広告の監視業務につ	一般消費者の適正な	運用の長期的な継続	
	いて、より多くの範囲	商品選択の機会を確	(参考指標:措置命令	
	の監視を効率的に行	保(参考指標:インタ	件数、課徴金納付命令	
	うための方策の検討	ーネット上の広告の	件数、行政指導件数)	
	及び実行 (消費者庁)	監視業務の結果公表	(消費者庁)	
		資料へのアクセス数)	→措置命令件数 41 件	
	2 景品表示法の執行担	(消費者庁)	(令和3年度:41 件)	
	当者における景品表	→19, 930 回	→課徴金納付命令件数	
	示法の理解の促進(新		17 件(令和3年度:15	
	しい制度改正も含	2都道府県を含めた執	件)	
	む。)(消費者庁)	行担当者における景	→指導件数 112 件 (令和	
		品表示法の理解の促	3年度:172件)	
	3 消費者団体及び事業	進や知見の共有を通	→都道府県等による措	

	表示法の理解の促進	指標:アンケートの理	年度:4件)
	(新しい制度改正も	解度)(消費者庁)	
	含む。)(消費者庁)		2不当表示の未然防止の
		3消費者及び事業者に	継続(参考指標:研修
		おける景品表示法の	や講師派遣の回数、ア
		理解の促進(新しい制	ンケートの理解度)(消
		度改正も含む。)(消費	費者庁)
		者庁)	→研修や講師派遣の回
			数 170 件
			アンケートの理解度
			96.5%(よくわかった、概
			ねわかったと回答した
			方の割合)
取組		人たるケマウ	
月又不且		令和4年予定	
月又不且	a 不当な表示に係る事案I	〒和4年予定 こ対する景品表示法の厳正	な執行 (消費者庁)
月又不且		1-111 1 1 1 1 2	
4X 亦且		に対する景品表示法の厳正	
4X 亦且		に対する景品表示法の厳正	
月 又亦且	b課徴金制度の施行状況I	こ対する景品表示法の厳正 に係る評価及び必要に応じ	た制度の見直し(消費者庁)
4X 亚	b課徴金制度の施行状況I	こ対する景品表示法の厳正 に係る評価及び必要に応じ 実績	た制度の見直し(消費者庁)
4X 亚	b 課徴金制度の施行状況I a 不当な表示に係る事案I 者庁)	こ対する景品表示法の厳正 に係る評価及び必要に応じ 実績	た制度の見直し(消費者庁) な執行を実施した。(消費
月 又亦且	b 課徴金制度の施行状況I a 不当な表示に係る事案I 者庁) b 景品表示法については	こ対する景品表示法の厳正 に係る評価及び必要に応じ 実績 こ対する景品表示法の厳正	た制度の見直し(消費者庁) な執行を実施した。(消費
4X 亚	b 課徴金制度の施行状況 a 不当な表示に係る事案 者庁) b 景品表示法については、 て検討するため、令和・	に対する景品表示法の厳正 に係る評価及び必要に応じ 実績 に対する景品表示法の厳正 消費者利益の確保を図る観	た制度の見直し(消費者庁) な執行を実施した。(消費 温点から必要な措置につい 試討会を開催し、令和5年
4X 亚	b 課徴金制度の施行状況(a 不当な表示に係る事案(者庁) b 景品表示法については て検討するため、令和 1月に報告書を公表した	に対する景品表示法の厳正 に係る評価及び必要に応じ 実績 に対する景品表示法の厳正 消費者利益の確保を図る観 4年3月から景品表示法検	た制度の見直し(消費者庁) な執行を実施した。(消費 はから必要な措置につい 討会を開催し、令和5年 書等を踏まえて、違反行
月 又不吐	b 課徴金制度の施行状況I a 不当な表示に係る事案I 者庁) b 景品表示法についてはたて検討するため、令和は1月に報告書を公表した為に対する抑止力の強何	こ対する景品表示法の厳正 に係る評価及び必要に応じ 実績 こ対する景品表示法の厳正 消費者利益の確保を図る観 4年3月から景品表示法検 た。消費者庁は、当該報告	た制度の見直し(消費者庁) な執行を実施した。(消費 は点から必要な措置についる 計会を開催し、令和5年 書等を踏まえて、違反行意反に対する課徴金の割増
月又不且	b 課徴金制度の施行状況I a 不当な表示に係る事案I 者庁) b 景品表示法についてはたて検討するため、令和は1月に報告書を公表した為に対する抑止力の強何	に対する景品表示法の厳正 に係る評価及び必要に応じ 実績 に対する景品表示法の厳正 消費者利益の確保を図る観 4年3月から景品表示法検 た。消費者庁は、当該報告 にを図るための繰り返し違	た制度の見直し(消費者庁) な執行を実施した。(消費 はから必要な措置についる計会を開催し、令和5年・書等を踏まえて、違反行意反に対する課徴金の割増

重点項目5. 食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討

目標

- ・食品を摂取する際の安全性の確保及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保するため、時代に即した食品表示制度に改善し、これを適切に運用する。(消費者庁)
- ・国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与する。(消費者庁)
- ・生鮮食品の原産地の不適正表示率・加工食品の義務表示事項の不適正表示率について常に0%を目指すべき指標として注視しつつ、適切に対処する。(農林水産省)
- ・食品の産地等偽装表示事犯について、関係省庁間で適時情報共有・意見交換を行い、迅速に取締りが行えるようにする。(警察庁)
- ・酒類の不適正表示について常に0%を目指すべき指標として注視しつつ、 適切に対処する。 (国税庁)

KPI(ア ウトプッ ト指標)

- 1食品表示制度に関する啓発媒体へのアクセス数 (消費者庁)
- 2機能性表示食品及び特別用途食品(特定保健用食品を含む。)の買上・関 与成分等の含有量の調査件数(消費者庁)
- →機能性表示食品:103 品目(令和4年度)

特別用途食品: 2品目(令和4年度) 特定保健用食品: 14 品目(令和4年度)

- 3食品表示制度に係る自治体向け研修会の開催(消費者庁)
- **→1回**(令和4年度)
- 4食品表示連絡会議の開催・参加(消費者庁、農林水産省、国税庁、警察庁)
- **→1回**(令和4年10月)
- 5食品表示法に基づく指示及び指導件数(消費者庁、国税庁、農林水産省)
- **→指示件数** 国:13件(令和4年度)

都道府県等:21件(令和4年度)

指導件数 国:71件(令和4年度上半期)

- 6 酒類業組合法等で規定される表示事項の調査件数【700 件/毎年度】(国税 庁)
- →707 件 (令和3年度)
- 7 食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数等 (警察庁)
- **→4事件、検挙人員 14 人** (令和4年)

KPI (ア	初期	中期	最終
ウトカム	1 消費者の食品表示制	1消費者の食品表示へ	1 消費者の食品表示制
指標)	度への認知度(消費者	の理解度(消費者庁)	度への満足度の向上
	庁)		(消費者庁)
		2 保健機能食品及び特	
		別用途食品の理解度	
		(消費者庁)	
		3 生鮮食品の原産地の	
		不適正表示率(農林水	
		産省)	
		→0.4% (令和4年3月時	
		点)	
		4加工食品の義務表示	
		事項の不適正表示(農	
		林水産省)	
		→ 0 . 9% (令和4年3月時 点)	
		杰)	
		 5 酒類の不適正表示率	
		(国税庁)	
		→0.4% (令和4年3月時	
		点)	
		0	
		6食品表示法に基づく	
		自主回収の届出件数 →1,941件(令和4年度)	
		(节/旧4 年/发)	
取組		令和4年予定	
	a 食品表示制度の適切な	運用、消費者の更なる食品	表示の活用に向けた戦略
	的な普及啓発の検討及び		
		くりへの活用に向けた普及	
		対象品目の見直しに向け、	
	んた牧帆的快副の夫他が 者庁)	及び事業者が正しい表示を	竹づための音及合先(消費
		目して得られた食品等の取	扱いについて関係行政機!
	関等と連携した普及啓		1
		特別用途食品制度の適切な	な運用及び普及啓発(消費
	者庁)		

- f 保健機能食品制度の発展・充実の検討 (消費者庁)
- g 事業者が速やかに新たな遺伝子組換え食品表示制度に移行するための周知活動 (消費者庁)
- h 新たな加工食品の原料原産地表示制度の導入効果の検証(消費者庁)
- i 食品表示の全体像に関する報告書を踏まえた消費者の表示の利活用の実態や問題点等を把握することを目的とした調査の実施(消費者庁)
- j 食品表示の全体像に関する報告書を踏まえた表示に関する調査等に基づ く、分かりやすく活用される食品表示の検討 (消費者庁)
- k インターネット販売における食品に関する情報提供についてガイドブック(令和4年度版)の作成・公表・普及啓発(消費者庁)
- I インターネット販売における食品に関する情報提供について作成したガイドブック(令和4年度版)の Codex 等を踏まえての必要に応じた更新 (消費者庁)
- m 食品表示の適正化を確保するため、食品関連事業者等に対する立入検査等 を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。(農林水産省)
- n 食品表示連絡会議等を活用した関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府 県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援を通じた横断的な検査 体制を構築し、産地偽装等食品表示基準に違反する行為について、迅速な 対応を行う(消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省)
- o 酒類の表示の適正化を図るため、商品の買上げによる表示事項の確認や成分等の理化学分析等を行い、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査及び調査結果に基づく厳正な措置を実施(国税庁)

a,b 原料原産地表示制度、遺伝子組換え食品表示制度及び食物アレルギー表示制度を含む食品表示制度全般について、講習会等を通じて事業者に周知を図るとともに、消費者団体と連携した消費者向けセミナーを全国8か所で実施した。令和5年度に施行を迎えた遺伝子組換え食品表示制度については、地方公共団体や消費者・事業者団体等と連携して、消費者・事業者を対象とした説明会を実施した。食品添加物の表示については、令和2年3月に取りまとめた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、「いわゆる無添加表示」における、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示に関する「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」を作成・公表しており、併せて消費者向けの啓発チラシ・ポスターも公表した。栄養成分表示の活用を通じた健康作りの普及啓発動画をウェブページで公表するとともに、新たに保健機能食品の理解促進を促す動画を作成した。外食・中食における食物アレルギーに関する取組について、厚生労働省「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の令和3年度改

- 正において、国は事業者等が行う情報提供等に関する取組等を積極的に推進する旨が追加されたこと等を踏まえ、令和4年度に消費者及び事業者向けのパンフレットを作成した。(消費者庁)
- c 食物アレルギー表示については、令和4年12月に消費者委員会からの答申を得、「くるみ」を食品表示基準において義務表示の対象とされる「特定原材料」に移行させるため、令和5年3月に食品表示基準の改正を行った。なお、令和7年3月31日までの2年間の経過措置が設けられている。(消費者庁)
- d ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについては、地方公共 団体と連携して、消費者・事業者を対象とした説明会・意見交換会を実施 した。(消費者庁)
- e.f 機能性表示食品及び特別用途食品(特定保健用食品を含む。)について は、買上調査を実施し、関与成分等が表示量どおり含有しているのかの確 認及び検証を行い、各表示の信頼性確保に努めた。機能性表示食品につい ては 1,429 件の届け出を公表し、特別用途食品(特定保健用食品を除く。) については 15 件、特定保健用食品については 14 件を新たに許可した。特 定保健用食品制度の疾病リスク低減表示については、昨年度の調査事業の 結果をもとに基準の見直し等に関する通知改正を行うとともに、個別申請 を支援し、消費者委員会に安全性及び効果について諮問を行った。栄養機 能食品については、栄養成分の機能表示等に関する調査・検討事業報告書 を公表し、20種の栄養成分の機能に関する文言を、最新の科学的根拠を確 認した上で、見直しを整理する方針を示した。機能性表示食品について、 広告その他の表示の適正化の観点から、「機能性表示食品に対する食品表示 等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関す る指針」(以下「事後チェック指針」という。) に基づく表示の適正化につ いて、機能性表示食品の新規届出者に対し個別に啓発等を行うとともに、 健康食品の業界団体と連携した普及啓発を広く実施した。また、「事後チェ ック指針」及び「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事 項について」を主体として、地方公共団体及び事業者等が主催するリモー ト会議、研修会等に講師を派遣し、当該資料を用いて説明を行うことによ り、機能性表示食品を含め、健康食品に関する景品表示法及び健康増進法 の広告及び表示の基本的な考え方について、普及啓発を広く実施した。(消 費者庁)
- g 令和5年度に施行を迎える遺伝子組換えでない表示の要件厳格化について、地方公共団体や事業者団体等と連携して、事業者を対象とした説明会を7回実施した。(消費者庁)
- h 令和4年度に全面施行された加工食品の原料原産地表示制度について、消費者の認知度や理解度等の調査を実施した。(消費者庁)
- i ウェブを用いた食品表示情報の提供の現状把握を行うために、食品表示の 全体像に関する報告書で求められているウェブでの補助的情報提供の優良

事例に関する調査を実施した。(消費者庁)

- j 分かりやすく活用される食品表示の検討を行うため、デジタルツールを活用した食品表示の可能性を検討するための調査を実施した。(消費者庁)
- k, | インターネット販売における食品に関する情報提供については、令和4年6月に「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」を公表した。(消費者庁)
- m 食品表示の適正化を確保するため、食品関連事業者等に対する立入検査等 を実施し、その結果に基づいて厳正に措置を行った。(農林水産省)
- n 食品表示に関する取締りに関しては、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係省庁の間で「食品表示連絡会議」が設置された。同会議は、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、事業者への処分等の必要な対応を迅速に講ずるとともに、関連情報の共有を進めることを目的とし、平成20年2月から、令和5年3月までに15回開催された。(消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省)

また、食品表示法違反に対し、国及び都道府県等が指示又は命令を行った場合は公表しており、指示34件を行った。(消費者庁、国税庁、農林水産省)食品表示連絡会議等を通じて関係機関と連携した情報収集等に努め、令和4年中は、外国産わかめを混ぜた塩蔵わかめを国内産等と表記し原産地を偽装して販売した食品の産地等偽装表示事犯等を検挙した。(警察庁)

o 酒類業組合法等で規定される表示事項の調査、食品表示基準の遵守状況に 係る調査及び市場に流通している酒類の買上げによる成分分析や表示事 項の確認を行う調査並びに調査結果に基づく指導を実施した。(国税庁)

目標

- 高齢者、障害者等の権利擁護の推進を図る。(厚生労働省)
- ・認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられるおそれがある 高齢者、障害者等に対し、法的支援を実施する。(法務省)
- ・身元保証等高齢者サポート事業に関するトラブルの発生を防止する。(消費者庁、厚生労働省)

KPI(ア ウトプッ ト指標)

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関を整備した市区町村数 【全 1,741 市区町村/令和6年度末】(厚生労働省)
- **→552 市区町村**(令和3年10月時点)
 - 2パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区 町村数【全市区町村/令和6年度末】(厚生労働省)
- →**808 市区町村**(令和3年10月時点)
- 3担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成方針を策定している都道 府県数【全47都道府県/令和6年度末】(厚生労働省)
- 4担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修を実施している都道 府県数【全47都道府県/令和6年度末】(厚生労働省)
- →市民後見を推進するための研修実施状況: 11 都道府県(今和3年10月時点)
- →法人後見を推進するための研修実施状況:16 都道府県(今和3年10月時点)
- 5協議会等の合議体を設置した都道府県数【全 47 都道府県/令和6年度末】 (厚生労働省)
- 6権利擁護支援に関する市町村計画を策定した市区町村数【全 1,741 市区町村/令和6年度末】

(厚生労働省)

- →**829 市区町村**(令和3年10月時点)
- 7 意思決定支援研修を実施している都道府県数【全 47 都道府県/令和6年 度末】(厚生労働省)
- 8成年後見制度の活用促進に関する周知(消費者庁)
- **→1回**(令和5年3月時点)
- 9特定援助対象者法律相談援助件数(法務省)
- →累積 3,767 件、令和 4 年度 883 件 (令和 5 年 2 月時点)

- 10 身元保証等高齢者サポート事業に関する注意喚起(消費者庁)
- **→1回**(令和5年3月時点)
- 11 地方公共団体の首長等に対する消費者安全確保地域協議会の設置などの 直接的な働き掛けの実施状況【7地域/毎年度】(消費者庁)
- **→7地域**(令和5年2月時点)
- 12 消費生活協力員・協力団体養成事業での講座開催数【2回以上/毎年度】 (消費者庁)
- **→4回**(令和5年2月時点)

KPI (ア	初期	中期	最終
ウトカム	1 成年後見制度に関心	1 成年後見制度の申立	1 身寄りのない独居高
指標)	を持つ国民の増加(厚	件数の増加(厚生労働	齢者やセルフネグレ
	生労働省)	省)	クトを含め、成年後見
	→ ポータルサイト(成年	→成年後見関係事件の	制度の利用を必要と
	後見はやわかり)の訪	申立件数の合計	する人が、本人の意
	問回数 819,578 回 (令	39, 719 件 (令和4年)	思、特性、生活状況等
	和4年度)		に合わせて成年後見
			人等による支援を適
	2担い手(市民後見人・		切に受けられる体制
	法人後見実施団体)の		の構築。(厚生労働省)
	養成研修を実施する		
	都道府県数の増加(厚		2 身元保証等高齢者サ
	生労働省)		ポート事業に関する
	→市民後見を推進する		消費生活相談件数(消
	ための研修実施状況:		費者庁)
	11 都道府県 (令和3年10		→ 157 件 (令和4年度)
	月時点)		
	→法人後見を推進する		3 消費者安全確保地域
	ための研修実施状況:		協議会設置市区町村
	16 都道府県 (令和3年10		の都道府県内人口カ
	月時点)		バー率【上昇】(消費
			者庁)
	3 意思決定支援研修の		
	受講者数の増加(厚生		
	労働省)		
	→意思決定支援研修の		
	受講者数 5, 217 人 (令		

	和4年度)
	4 身元保証等高齢者サポート事業における トラブル防止に向け た対応に関する認知 度 (消費者庁)
	5 消費者安全確保地域 協議会設置市区町村 の都道府県内人口カ バー率【50%以上】(消 費者庁) →34% (16 都道府県) (令 和5年1月)
	6地域の見守り活動に 消費生活協力員・協力 団体を活用する市区 町村の都道府県内人 ロカバー率【50%以 上】(消費者庁) →6%(3都道府県)(令 和4年4月)
田立名日	会和 4 年予宁
取組	令和4年予定 a 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、取組を推進(厚生労働省) b 各都道府県において、介護支援専門員については成年後見制度や高齢者の権利擁護等の内容を含む介護支援専門員専門研修等を実施するとともに、介護職員については尊厳の保持等の内容等を含む介護職員初任者研修等を実施(厚生労働省) c 都道府県等の消費者行政担当部局による成年後見制度の周知状況を把握し、地方消費者行政ブロック会議の場等における要請の方法を検討(消費者庁) d 福祉機関の職員等を対象とした日本司法支援センターの業務説明会の開催(法務省) e 日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による特定援助対象者法律相談援助業務の周知(法務省) f 消費生活相談等を基に現状を把握し、消費者に対する注意喚起を実施(消費者庁)

- g 消費者が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるようにする ため、必要な情報が必要な人に届くよう、関係行政機関等と適宜適切に連 携し情報提供(厚生労働省)
- h 地方公共団体に対し、消費生活相談情報を提供(消費者庁)
- i 必要な措置の検討・実施 (消費者庁)
- j 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置及び取組への支援(消費者庁)
- k 消費生活協力員、消費生活協力団体の活用支援(消費者庁)

- a 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、アウトプット指標の1から7、アウトカム指標の1から3の取組等を推進(厚生労働省)
- b 各都道府県において、介護支援専門員については成年後見制度や高齢者の 権利擁護等の内容を含む介護支援専門員専門研修等を実施するとともに、 介護職員については尊厳の保持等の内容等を含む介護職員初任者研修等を 実施した。(厚生労働省)
- c 令和4年4月に開催した都道府県等消費者行政担当課長会議において、身元保証等高齢者サポートサービスの契約時のポイントについて周知したほか、成年後見制度の更なる利用促進について周知した。(消費者庁)
- d 福祉機関の職員等に対し、業務説明会(司法ソーシャルワーク、特定援助対象者法律相談及び高齢者・障害者等の支援に関するもの)を開催した。(法務省)
- e 特定援助対象者法律相談援助業務を解説した動画 (YouTube) の配信や、チラシ等の配布による周知活動を行った。(法務省)
- f,h 都道府県等消費者行政担当課長会議等を通じて、成年後見制度や身元保 証等高齢者サポート事業に関する情報提供を実施した。(消費者庁)
- g サービスの利用を考えている方向けに、事業者やサービス内容を選ぶ上で注意すべきポイントや相談先の紹介等、相談への対応をまとめたパンフレットを厚生労働省ホームページ上において公表している。令和4年3月開催の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、同事業に係る相談への対応について、過去に発出した事務連絡や注意喚起内容を周知した。(厚生労働省)
- i 身元保証高齢者サポート事業について、総務省行政評価局の評価・監視対象に選定されたことを受け、適宜、総務省と連携(消費者庁、厚生労働省)
- 」地方消費者行政充実・強化のためのキャラバンの実施等を通じ、消費者安全確保地域協議会の設置等の地方公共団体の取組に対する働き掛けを推進 (消費者庁)
- j,k 地方消費者行政に関する先進的モデル事業、消費生活協力員・消費生活協力団体養成事業、これらの広報啓発など、地方への重層的な支援のための各種事業を実施(消費者庁)

若年者が返済能力を超えた借入れを行い、過大な債務を負うような事態が 目標 生じないよう、貸金業者における日本貸金業協会が策定した自主ガイドラ インの遵守状況や若年者への貸付状況についてモニタリングを行う。(金融 庁) ・若年者への消費者教育の推進による消費者被害の防止・減少(消費者市民 社会の実現)(消費者庁、文部科学省) 電気通信分野における成年年齢引下げに伴う若年層の消費者トラブルの発 生を防止する。(総務省) ・若年者の与信が過大にならないよう、成年年齢引下げ後の若年者に対する 過剰与信防止義務及び加盟店調査措置義務等の遵守状況のモニタリング を行う。(経済産業省) KPI (ア 1 消費者教育連携・協働推進全国協議会の参加者数【参加者数の増加】(文部 ウトプッ 科学省) →795 人 (令和4年度) ト指標) 消費者庁 若者ナビ!のリーチ数【増加】(消費者庁) →8.624 人 (令和4年3月) KPI (ア 初期 中期 最終 ウトカム 1地域での若年者向け 1被害の未然防止のた 1消費者被害に遭った 指標) 消費者教育関連事業 めの行動ができる若 若年者の割合【令和 (講座等)の実施割合 年者の割合 (令和5年 5年度に18%以下】 【令和5年度に 15% 度に53%以上】(消費者 (消費者庁) 以上】(消費者庁) 庁) →21.0% (令和4年12月) →11.4%(令和4年2月) →50.0% (令和4年12月) 2若年者の契約等消費 2被害に遭った際に相 生活 (消費者被害) に 談等行動できる若年 関する知識の正答率 者の割合【令和5年度 【令和5年度に 38% に 78%以上】(消費者 以上】(消費者庁) 庁) →35.7% (令和4年12月) →75.9% (令和4年12月) 3教育委員会において、 現在、重点的に行って いる取組として「学校 における消費者教育

	の充実」を挙げている 割合【取組割合の増加】(文部科学省) →42.6%(令和3年6月) 4 大学等における消費 者関連(消費者問題に 関する啓発・情報提供 以外)の取組の割合 【取組割合の増加】(文部科学省) →56.8%(令和3年6月)
取組	令和4年予定
	a「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針ー消費者教育の実践・定着プランー」(令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)に基づき必要な施策を実施(消費者庁、経済産業省、法務省、文部科学省、金融庁) b 当局の監督・検査により、日本貸金業協会が策定した自主ガイドラインの遵守状況をモニタリング(金融庁) c 「インターネットトラブル事例集」において、成年年齢引下げに伴う注意事項や相談窓口に関する情報を提供(総務省) d 「当局の監督・検査により、成年年齢引下げ後の若年者に対する過剰与信防止義務及び加盟店調査措置義務等の遵守状況をモニタリング(経済産業省) e 特定商取引法違反行為の厳正な取締り(消費者庁、経済産業省) f これまでの法務省の取組の進捗を踏まえ、令和4年4月1日に施行される成年年齢引下げに関する環境整備を推進するため、必要な取組を引き続き実施(法務省)
	実績
	a 私立高等学校、特別支援学校等を対象とした出前講座事業や、事業者における新人研修向け消費者教育プログラムの開発等を実施した。「18 歳から大人」Twitter アカウント及び「18 歳から大人」特設ページにおいて情報発信を実施した。(消費者庁) 経済産業省ホームページに成年年齢引下げ特設サイトを開設するほか、インフルエンサーを起用したウェブコンテンツを展開し、クレジット契約・
	利用に係る情報提供、消費者トラブルの防止に向けた注意喚起を実施(経済

各都道府県等を通じ各中学校、高等学校等に対し、令和4年度からの18歳 成年を見据え高等学校段階までに社会において消費者として主体的に判断 し責任を持って行動できる能力を育むため作成された消費者教育教材についての周知等を実施した。各都道府県等を通じ各大学・専修学校等に対し、令和4年度からの 18 歳成年を見据え高等学校段階までに社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むため作成された消費者教育教材や新入学生等への成年年齢引下げ及び消費者被害防止に向けた注意喚起についての周知等を実施(文部科学省)

学校現場等に法曹有資格者を派遣し、契約や私法の基本的な考え方を学習する出前授業を実施。契約や私法の基本的な考え方を分かりやすく解説した法教育リーフレットを全国の高校2年生を対象として配布するとともに、同リーフレットに関する各種コンテンツをホームページで公開。各種イベントやSNSを活用した啓発・情報発信を実施(法務省)

改訂された学習指導要領に対応した授業を行うための高校生向け金融経済教育指導教材を作成し、授業等に利用可能な形で提供するとともに、当該教材を用いた高校生・教員向け授業動画等を公表した。金融庁・財務局職員による高等学校等での金融経済教育授業を実施するとともに、高等学校の家庭科教員の研修・研究授業への講師派遣を実施した。金融広報中央委員会(事務局:日本銀行)や業界団体等とともに大学向けの金融経済教育の連携講座を提供するとともに、大学生・新社会人向けのオンデマンド授業動画を提供した。各種イベント・セミナーへの登壇やテレビ等のメディアを活用した、金融知識の普及・成年年齢の引下げに関する講演等の啓発活動を行った。(金融庁)

- b 財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業者による若年者への貸付状況の モニタリングを実施(金融庁)
- c 「インターネットトラブル事例集」において、成年年齢引下げに伴う注意事項や相談窓口に関する情報を記載(総務省)
- d 監督・検査を通じ、若年者に対する過剰与信防止のモニタリングを行った。 (経済産業省)
- e 特定商取引法による行政処分を実施(消費者庁、経済産業省)
- f 成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」、動画「1分でわかる成年年齢引下げ」、人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした 啓発動画等を掲載した特設ウェブサイトを公表し、引き続き広報・周知を 実施した。(法務省)

重点項目8. 消費者団体訴訟制度の推進

目標		えた見直しを行うとともに		
	活用による消費者被害の	防止及び消費者被害の回復	夏を促進する。(消費者庁)	
1/01 /				
KPI (ア		説明会等の参加人数【240	人以上/毎年度】(消費者	
ウトプッ	一 庁)			
ト指標)				
	2公表した消費者団体訴訟制度に関する周知・啓発媒体のページへのアクセ			
	ス数【100 万アクセス以			
	→697, 619 アクセス(令和	14年度)		
	 3久海坂沿弗 老 団は笙レ	の情報連携の回数【16 回/	/ 	
	→ 25 回 (令和5年3月)	○八月刊(注)为○八四女【10 四/	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
	20日(17110年3月)			
	│ │4適格消費者団体等と地	対け おりまける との連携を高	めるための会合への参加	
	地方公共団体数【10 団			
	5 消費生活相談窓口へ差	止請求事案に関する情報を	· 提供 (消費者庁)	
KPI (ア	初期	中期	最終	
ウトカム	1 消費者団体訴訟制度	_	1 適格消費者団体と差	
指標)	の認知度【40%/令和		止請求の相手方との	
	6年度】(消費者庁)		間で一定の結論が得	
	→17.9% (令和5年2月)		られた件数【50件/毎	
			年度】(消費者庁)	
	2適格消費者団体の認		→33 件 (令和5年3月)	
	知度【30%/令和6年		41 - 	
	度】(消費者庁)		2特定適格消費者団体	
	→21.8% (令和5年2月)		による共通義務確認	
	0.杜内海拔沙弗老田什		訴訟において一定の	
	3特定適格消費者団体		結論が得られた件数 【2件/毎年度】	
	の認知度【25%/令和 6年度】(消費者庁)		【2件/ 毋牛及】(消貨) 者庁)	
	→18.5% (令和5年2月)		→ 0件 (令和5年3月)	
	10.070 (日7日3年2月)			
	│ │4特定適格消費者団体			
	の認定件数【1団体/			
	毎年度】(消費者庁)			
	→ 0件 (令和5年3月)			

取組

令和4年予定

- a 適格消費者団体等の適正な認定・監督、適格消費者団体等に対する支援に 関する取組 (消費者庁)
- b 民事裁判手続の IT 化の議論を踏まえた消費者裁判手続特例法上の手続の IT 化の検討、必要な措置の実施 (消費者庁)
- c「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」報告書等を踏まえた必要な措置 の実施(消費者庁)
- d 同報告書において将来の検討課題とされた事項について、制度の運用状況 等を踏まえて必要な検討 (消費者庁)

- a 適格消費者団体 2 団体の新規認定申請に対して認定審査を実施し、1 団体を認定。また、特定適格消費者団体 3 団体からの特定認定更新申請に対し更新審査を実施し、全ての特定認定を更新。適格消費者団体等への支援の取組として、適格消費者団体連絡協議会を実施した(令和 4 年 9 月及び令和 5 年 3 月)。(消費者庁)
- b 令和4年3月に、消費者裁判手続特例法の一部の改正内容を含む「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第208回国会において 「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立した。(消費者庁)
- c 令和4年3月に、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、第208回国会において「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立。また、同改正法の施行準備として、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)」等に関する意見募集を実施し、令和5年1月に公布した。(消費者庁)
- d 制度の運用状況等について、随時収集・分析を行った。(消費者庁)

重点項目9. 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進 ※Well-being 関連 ※SDGs 開発目標 12、Well-being 関連

		%SDUS	S 開発日標 IZ、Well-being 関連	
目標	事業系食品ロス、家庭をする(2000年度比)。 (準	系食品ロス共に、2030 年度 消費者庁)	までに食品ロス量を半減	
KPI(ア ウトプッ ト指標)	1 食品ロス削減推進表彰の応募件数【100 件/毎年度】(消費者庁、環境省) →128 件(令和4年度)			
T III IZK/	2川柳コンテストの応募件数【10,000件/毎年度】(消費者庁) →13,708件(令和4年度)			
	3 食品ロス削減特設サイトのアクセス数【2,000,000 回/毎年度】(消費者庁) →2,648,932 回アクセス(令和4年度)			
	4 食品ロス削減推進サポーターの認定数【100 人/毎年度】(消費者庁) →1, 427 人(令和4年度)			
	→納品期限の緩和:240 賞味期限表示の大括り 賞味期限の延長:182 事	り組む事業者数 (農林水産省 事業者 (昨年度 186 事業者 ヒ:267 事業者 (昨年度 22 事業者 食堂等への食品の提供:243	3 事業者)	
KPI (ア	初期	中期	最終	
ウトカム	2 2 2	_	2食品ロス発生量【家庭	
指標)	に何らかの行動をし		系:216 万トン、事業	
	ている国民の割合		系:273 万トン/令和	
	【80%/令和7年度】		12 年度 】(消費者庁)	
	(消費者庁)		→家庭系:247 万トン、	
	→76.9%(令和4年9月時		事業系: 275 万トン (2020	
	点)		年度時点)	
取組		令和4年予定		
	a 食品ロス削減月間 (10	月)及び食品ロス削減の日	(10 月30 日)を中心と	
		や食品ロス削減の重要性、		
		際の取組等についての普及	・啓発の実施(消費者庁、	
	農林水産省、環境省)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	I I who do with the state of th	
		び発生要因分析の実施(農株 る消費者の意識調査、全国		
	10Rmmへい別別にぼり	3/11貝日以忌畝ऒ且、王国	C リカスルロチアグリレノ・北 大 () 月賀	

者庁)

- d 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習の見直し等の取組を推進するとともに、このような食品関連事業者の取組に係る消費者への情報提供の実施(消費者庁、農林水産省、経済産業省)
- e 諸外国における先進的な取組や制度に関する調査の実施 (消費者庁)
- f 季節のイベント等に合わせた消費者・事業者等への普及啓発の実施(宴会シーズンの食べきり・持ち帰り(mottECO)の推進、恵方巻き、食料備蓄におけるローリングストック法の導入等)(消費者庁、農林水産省、環境省)
- g 食品ロス削減推進表彰の実施(消費者庁、環境省)
- h「めざせ!食品ロス・ゼロ」川柳コンテストの実施(消費者庁)
- i 地域の特性を踏まえた取組推進に向けた地方公共団体による食品ロス削減 推進計画策定に向け、説明会の開催等による支援(消費者庁、環境省)
- j 食品ロス削減の推進に向けた地方における先進的なモデル的取組への支援 (消費者庁)
- k「新しい生活様式」における食品ロス削減の工夫や留意事項の普及・啓発 (消費者庁)
- □ 地方公共団体による食品ロス削減の取組への支援にも資する「食品ロス削減推進サポーター」の育成(消費者庁)
- m 役割を終えた災害用備蓄食品について、各府省庁の提供情報を取りまとめ、 ポータルサイトで公表 (農林水産省)
- n 恵方巻きを始めとする季節食品の需要に見合った販売の継続的な推進 (消費者庁、農林水産省、環境省)
- o フードバンク活動に対して必要な支援を行うとともに、寄附金付き未利用 食品の販売によるフードバンク活動支援等に活用する新たな仕組み構築 の検討・実証(農林水産省、消費者庁)
- p 命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品 ロスの削減に関する理解と実践の促進(文部科学省)
- q 食品ロスの削減及び食品リサイクルに先進的に取り組む地方公共団体・事業者等を支援するため、食品廃棄ゼロエリア創出の推進モデル事業等を実施 (環境省)
- r 地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際の留意点等を取りまとめた「自 治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル」の更新・普及(環境省)
- s 食品ロスに関する情報を集約したウェブサイト「食品ロスポータルサイト」 の管理・運営 (環境省)
- t 地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援(環境省)
- u 食品ロス削減推進法第19条第3項に基づく、食品の提供等に伴って生ずる 法的責任の在り方に関する調査及び検討(消費者庁、関係省庁)
- v 食品ロス削減に関する関係省庁会議・関係省庁連絡会議を開催し、関係省 庁の連携を強化するとともに、食品ロス削減に向けた取組を加速化 (消費者 庁)

- a「てまえどり」の呼び掛けや食品ロス削減全国大会の開催支援など、食品ロス削減月間(10月)に合わせて集中的な情報発信及び普及啓発を実施するとともに、消費者庁では、賞味期限が「おいしいめやす」であることについて普及啓発を実施(消費者庁、農林水産省、環境省)
- b 食品ロス発生量推計及び発生要因分析を実施(農林水産省、環境省)
- c 食品ロスの削減に関する消費者の意識調査を実施するとともに、事業者や 地方公共団体による取組事例を収集し、「令和3年度地方公共団体におけ る食品ロス削減の取組について」等を公表(消費者庁)
- d 食品ロス削減に向けた取組の加速化について、食品製造・卸・小売・外食 等関係団体に対して3省庁連名の通知を発出するとともに、10月30日を 「全国一斉商慣習見直しの日」として、食品小売事業者における納品期限 の緩和や食品製造事業者における賞味期限表示の大括り化(年月表示、日 まとめ表示)の取組を呼び掛け。また、食品事業者等による取組を可視化 するための「食品ロス削減自主宣言」の募集を開始(消費者庁、農林水産省、 経済産業省)
- e 「諸外国におけるナッジ理論を活用した食品ロス削減の先進的事例調査」及び「韓国における食品寄附の実態及び食品廃棄物・食品ロス削減に関する制度的対応についての調査」を実施し、報告書を公表(消費者庁)
- f 季節のイベント等に合わせた消費者・事業者等への普及啓発を実施(宴会シーズンの食べきり・持ち帰り(mottECO)の推進、恵方巻き)(消費者庁、農林水産省、環境省)
- g 令和4年度食品ロス削減推進推進表彰を6~8月に実施(消費者庁、環境省)
- h 「令和4年度「めざせ!食品ロス・ゼロ」川柳コンテストを 10 月に実施 (消費者庁)
- i 全国食べきりネットワーク総会(10月30日開催)において、関係省庁から 施策や予算事業等を説明(消費者庁、農林水産省、環境省)
- j 地方公共団体と連携して、大規模イベントにおける食品労削減実証を実施 (消費者庁)
- k 宴会シーズンに合わせてテイクアウト時の適量購入や家庭での食べきりに ついて啓発を実施 (消費者庁)
- |「食品ロス削減推進サポーター」制度に関心を持っている人に対してサポーター制度に関する講座を開催 (消費者庁)
- m役割を終えた災害用備蓄食品について、各府省庁の提供情報を取りまとめ、 ポータルサイトで公表 (農林水産省)
- n 恵方巻きの予約販売及び予約購入を呼び掛け(消費者庁、農林水産省、環境省)
- o フードバンク活動に対して必要な支援を行うとともに、寄附金付き未利用 食品の販売によるフードバンク活動支援等に活用する新たな仕組み構築 の検討・実証(農林水産省、消費者庁)
- p 小学生用・中学生用食育教材「食に関する指導の手引」等において食品ロ

スの削減について取り上げ(文部科学省)

- q 食品ロスの削減及び食品リサイクルに先進的に取り組む地方公共団体・事業者等を支援するため、食品廃棄ゼロエリア創出の推進モデル事業等を実施(環境省)
- r 地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際の留意点等を取りまとめた「自 治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル」の更新・普及(環境省)
- s 食品ロスに関する情報を集約したウェブサイト「食品ロスポータルサイト」 の管理・運営 (環境省)
- t 地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援 (環境省)
- u 米国、フランス、韓国等の諸外国における寄付・提供した食品に起因する 事故・損害等が発生した場合の免責等の調査結果に基づき、我が国におけ る食品の寄付に当たっての法的責任等の在り方について、関係省庁と連携 し検討中(消費者庁、関係省庁)
- v 食品ロス削減に関する関係省庁連絡会議を開催し、食品ロスの削減に関する取組の進捗についてフォローアップを実施 (消費者庁)

※SDGs 開発目標 12、13、14、15、17、Well-being 関連

目標

- ・エシカル消費の普及啓発を通じた社会の持続可能な発展と改善の実現(消費者市民社会の実現)(消費者庁)
- ・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者 が選択して購入できるよう水産エコラベルの認証数を増加させる。(農林水 産省)
- ・情報提供事業・普及啓発事業の実施により、循環型社会の形成を推進する。 (環境省)
- ・"プラスチックとの賢い付き合い方"をキーワードとした国民運動の展開等の施策を、関係機関と連携し、総合的に講じることで、海洋ごみの発生抑制の更なる推進をする。(環境省)
- ・脱炭素社会作りに向けたライフスタイルの変革(環境省)

KPI(ア ウトプッ ト指標)

- 1 消費者庁 HP でのエシカル消費の啓発資材等へのアクセス数【48,000 件/ 令和5年度】(消費者庁)
- →45,503件(令和4年度)
- 2企業、団体、地方自治体の取組件数【登録件数 330 件以上/令和5年度】 (消費者庁)
- →321 件 (令和4年3月 (累積))
- 3 エシカル消費特設サイトのアクセス数【260,000 件以上/令和 5 年度】(消費者庁)
- →240,675件(令和4年度)
- 4 サステナブルファッション特設サイトのアクセス数【30,000 件以上/令和 5 年度】(消費者庁)
- →25,905件(令和4年度)
- 5 水産エコラベルの認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティング の実施数 (農林水産省)
- 6選ぼう! 3R キャンペーンの実施 (環境省)
- →選ぼう! 3R キャンペーン 2022 を実施(令和4年10月~12月)
- 7 3R 推進全国大会の開催(循環型社会形成推進功労者表彰、ポスターコンクール)(環境省)
- **→第 16 回 3 R推進全国大会を開催**(令和 4 年 10 月)

8 「プラスチック・スマート」取組登録数【登録者数の増加 3,500 件/令和5年度】(環境省) →3,142 件(令和5年2月) 9 「COOL CHOICE」への賛同数(環境省)			
→個人約631万人、企業	• 団体約 18.8 万事業所 (⁴	介和3年度(累積))	
初期	中期	最終	
1 地域での講座等の実	1エシカル消費を実践	1国内における国際的	
践割合【25%/令和5	する意向のある消費	に通用する水産エコ	
年度】(消費者庁)	者の割合【32%/令和	ラベルの生産段階認	
→21.8%(令和4年4月)	5年度】(消費者庁)	証の認証数【225 件/	
	→28.7% (令和4年11月)	令和7年度 】(農林水産	
2エシカル消費・消費者		省)	
市民社会の認知度	2エシカル消費を日常		
【32%・28%/令和5	的に実践する消費者		
年度】(消費者庁)	の割合【78%/令和5	2具体的な3R行動の実	
	年度】(消費者庁)	施率【43.8%/令和7	
年11月)	→76.4% (令和4年11月)	年度】(環境省)	
3 サステナブルファッ ションの認知度【45% /令和5年度】(消費者 庁) →41.1% (令和4年11月)	3 サステナブルファッションを実践する消費者の割合【72%/令和5年度】(消費者庁) →69.2%(令和4年11月)	3 クールビズ及びウォ ームビズの実施率 【100%/令和12 年度】 (環境省)	
4 海岸漂着物等地域対 策推進事業で回収される海洋ごみの量 (t)【毎年度減少】(環 境省) →27,750 t (令和2年度)	4 クールビズ及びウォームビズの実施率(環境省) 【クールビズ(業務) 91.6%、クールビズ(業務) 91.6%、クールビズ(家庭)93.2%、ウォームビズ(スピズ(第)91.5%、ウォームビズ (家庭)94.5%/令和 7年度】(環境省) 5家庭エコ診断実施世 帯数 [830 千世帯/令和	4家庭エコ診断実施世帯数【1,555千世帯/ 令和12年度】(環境省)	
	5年度】(環境省) →3,142件(令和5年2月) 9「COOL CHOICE」への費 →個人約631万人、企業 初期 1地域での講座のの事 の実践者がでのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	5年度】(環境省) →3,142件(令和5年2月) 9「COOL CHOICE」への賛同数(環境省) →個人約631万人、企業・団体約18.8万事業所(何を報告) ・個人約631万人、企業・団体約18.8万事業所(何を報告) ・個人約631万人、企業・団体約18.8万事業所(何を報告) ・一期 1 地域での講座等の実践割合【25%/令和5年度】(消費者庁) →21.8%(令和4年4月) 2 エシカル消費・消費者市民社会の認知度【32%/令和5年度】(消費者庁) →26.9%・25.2%(令和4年11月) 3 サステナブルファッションの認知度【45%/令和5年度】(消費者庁) →41.1%(令和4年11月) 4 海岸漂着物等地域対策推進事業で回収される海洋ごみの量(す)【毎年度減少】(環境省) →27,750 t (令和2年度) 4 クールビズ及びウォームビズの実施率(環境省) →27,750 t (令和2年度) (家庭) 93.2%、ウオームビズ(家庭) 93.2%、ウオームビズ(家庭) 94.5%/令和7年度】(環境省) 5 家庭エコ診断実施世	

П			,	
п	W	e	۸	
н	х	J	١	

令和4年予定

- a 消費者月間を活用した啓発(消費者庁)
- b エシカル消費の普及啓発(ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等)(消費者庁)
- c 特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信(消費者庁)
- d 食と農林水産業の持続性に関心が高い団体・企業が連携し、持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナウィーク」及び食や農林水産業に関わる持続可能なサービス・商品を扱う地域・生産者・事業者の取組を分かりやすく紹介する動画を表彰する「サステナアワード」を行う。(農林水産省、消費者庁、環境省)
- e みどりの食料システム戦略の実現に向け、環境負荷低減に資する農産物の 理解が進み、選択につながるよう、環境負荷低減の「見える化」を通じて、 消費者への適切な情報の提供を行う。(農林水産省)
- f水産エコラベルについて、
 - 国際基準の維持に向けた規格等の改訂(農林水産省)
 - 国内外で開催されるシーフードショー等への出展(農林水産省)
 - 認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施(農林水産省)
 - 審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催(農林水産省)
 - ・海外の水産エコラベル等に関する実態調査(農林水産省)
 - SNS 等を活用した国内消費者向けの PR 活動 (農林水産省)
- g合法伐採木材等の利用促進について、
 - ・木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供(クリーンウッド・ナビ)
 - ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木 材関連事業者の登録促進
 - ・「木づかい運動」と連携した消費者への普及啓発(農林水産省、経済産業省、 国土交通省)
- h ウェブサイト「Re-Style」による情報提供の実施(環境省)
- i 3R 推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等の実施(環境省)
- i選ぼう! 3R キャンペーンの実施 (環境省)
- k 全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク 2022」の実施 (環境省)
- | 海ごみゼロアワード 2022 の実施 (環境省)
- mプラスチック・スマートシンポジウムの開催(環境省)
- n 対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 (環境省)
- o 脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」の展開 (環境省)
- p 在宅時間の増加に伴い、家庭の省エネ対策としてインパクトの大きいエコ

- 住宅・断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンを関係省庁や関係業界等と連携して実施 (環境省)
- q 再生可能エネルギー(再エネ)の導入・利用をサポートするポータルサイト「再エネ スタート」にて、個人、地方自治体、企業それぞれに再エネ導入・利用のメリットや具体的な方法や取組事例などの情報提供を実施(環境省)
- r 衣食住・移動・買物など日常生活におけるアクションとそのメリットをま とめた「ゼロカーボンアクション 30」の呼び掛けを実施(環境省)
- s 消費者による環境配慮製品・サービスの選択等の行動に対して企業・地域 が新たにポイントを発行する取組を支援する食とくらしの「グリーンライ フ・ポイント」推進事業の実施(環境省)
- t 家電の省エネ性能の比較のできる「しんきゅうさん」や、家庭での CO2 排出量や削減可能量を見える化する「家庭エコ診断」(うちエコ診断) による省エネ家電への買換え・脱炭素ライフスタイルの促進 (環境省)

- a 消費者月間において、インフルエンサーを活用する等、啓発活動を実施 (消費者庁)
- b 全国の様々な場所において、ワークショップの実施及び各種イベント等に 積極的に参画してエシカル消費の普及啓発を行うとともに学校用教材のデ ジタル化及び全国展開を検討・実施(消費者庁)
- c エシカル消費に関する事例等を収集し、特設サイトを充実させエシカル消費に関する事例等を積極的に情報発信(消費者庁)
- d「サステナウィーク」では、温室効果ガス削減効果の「見える化」と「見た 目重視から持続性重視」をテーマに、持続可能な生産消費に関するイベン トを実施するとともに、新聞・テレビ等で広報を行った。「サステナアワー ド」において優れた取組動画を表彰し、日本の食と農林水産業のサステナ ビリティに関する優良事例を国内及び生物多様性条約第 15 回締約国会議 の機を捉えて海外に発信(農林水産省、消費者庁、環境省)
- e「みどりの食料システム戦略」に基づき、生産者の温室効果ガス削減の取組 の効果を簡易に算定するシートを作成。これを使い消費者に分かりやすい ラベル表示を行う温室効果ガス削減の「見える化」実証を令和4年9月か ら開始(農林水産省)
- f水産エコラベルについて、
 - 国際基準の維持に向けた規格等を改訂(農林水産省)
 - ・国内外で開催されるシーフードショー等へ出展(農林水産省)
 - 認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングを実施(農林水産省)
 - 審査体制強化に向けた認証審査員等研修会を開催(農林水産省)
 - 海外の水産エコラベル等に関する実態調査を実施(農林水産省)

- ・SNS 等を活用した国内消費者向けの PR 活動を実施(農林水産省)
- g 合法伐採木材等の利用促進について、
 - ・木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供(クリーンウッド・ナビ)
 - ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木 材関連事業者の登録促進
 - ・「木づかい運動」と連携した消費者への普及啓発(農林水産省、経済産業省、 国土交通省)
- hウェブサイト「Re-Style」において3Rについての情報提供を実施した(環境省)
- i 3R 推進全国大会を実施した(令和4年10月27日、都内にて大会実施)(環 境省)
- j選ぼう!3Rキャンペーンの実施(環境省)
- k「海ごみゼロウィーク 2022」について春(令和4年5月28日~同年6月12 日)、秋(令和4年9月17日~同年9月25日)の2回実施した。(環境省)
- Ⅰ 対応なし(共同実施者との協議により中止とすることとなったため)(環境省)
- m海ごみをテーマにオンラインにてシンポジウムを実施した。(環境省)
- n プラスチック・スマート Web サイトのオンラインプラットフォームを構築、 運営を行った。(環境省)
- o 産業界・労働界・地方公共団体・NPO 等と連携し、多様なアプローチ手法・ ツールによる効果的な情報提供を通じて、「COOL CHOICE」を展開した(環境 省)
- p 「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンを、年間を通して関係省 庁や関係業界等と連携して実施した(環境省)
- q「再エネ スタート」にて、個人、地方自治体、企業それぞれに再エネ導入・利用のメリットや具体的な方法や取組事例などの情報提供を実施した (環境省)
- r 脱炭素型のライフスタイルの実践につなげる「ゼロカーボンアクション30」 の具体的な内容について、WEB やラジオ等のメディアを活用した幅広い層 に対する呼び掛けを実施した (環境省)
- s「グリーンライフ・ポイント」推進事業を実施した(環境省)
- t「家庭エコ診断」(うちエコ診断)による省エネ家電への買換え・脱炭素ライフスタイルの促進を行った(環境省)

重点項目 11. 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進

※SDGs 開発目標8、12

目標	事業者における公益通報対応体制整備の徹底を図り、コンプライアンス確			
	保を図る。(消費者庁)			
KPI (ア	1 説明会等(国の行政機	1 説明会等(国の行政機関、地方公共団体、民間事業者(義務対象・努力義		
ウトプッ	務対象)等向け)への	参加人数 (消費者庁)		
ト指標)	→2,078 人(令和5年3月末	→2 , 078 人(令和5年3月末時点)		
KPI (ア	初期	中期	最終	
ウトカム	1 公益通報者保護制度	1 公益通報者保護制度	_	
指標)	に対する認知度や意	に対する理解度【前回		
	識【前回調査比向上】	調査比向上】(消費者庁)		
	(消費者庁)			
	→認知度:大企業 46%、			
	中小企業 43% (平成 28 年			
	度)			
	2 民間事業者(義務対			
	象・努力義務対象)の			
	体制整備状況【前回調			
	査比向上 】(消費者庁)			
	→内部公益通報窓口の			
	設置率:中小企業40.2%			
	(平成 28 年度)			
取組		令和4年予定		
	a 内部公益通報対応体制型	整備義務違反に対する行政	措置の実施 (消費者庁)	
	b 内部公益通報対応体制整備の努力義務対象者に対する体制整備の促進			
	c 説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発			
	じ説明云の美池、仏教員科のFRA・配布寺による制度の周和・含光 (消費者庁)			
	d実態調査等の実施(消費者庁)			
	e 内部公益通報制度に係る認証制度の見直しの検討(消費者庁)			
	マエコロアニー に及び、「「「「「「「「「「」」」」、「「「「「」」、「「「「」」、「「「」」、「「「」」、「「「」」、「「「」」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「」、			
	実績			
	a 事業者に対する体制整備状況に関する調査等を 18 件実施 (令和5年3月末時			
	点)(消費者庁)			
	b, c 公益通報ハンドブック(改正法準拠版)の作成・配布、動画広告の実施、			
	啓発資料・解説動画の作品	成・公開、公益通報者保護	制度相談ダイヤル(一元	

的相談窓口)での対応、説明会(国の行政機関、地方公共団体、民間事業者向け)の開催、説明会動画の配信及び説明会資料の公開、各種団体の主催する勉強会等への講師派遣等を実施(消費者庁)

d, e 対応なし(令和5年度以降実施予定のため)(消費者庁)

重点項目 12. デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保

- I=	_ 1 kg/_ ks 3// #	* o = 2 ÷ = 1	0 n# cm / 3/44-/	
目標		者の電子商取引による食品		
		けるインターネット販売で		
	なルール作りの議論も踏まえつつ、インターネット販売における食品に関			
	する情報提供の考え方を検討する。(消費者庁)			
	・消費者にとってデジタ。	ルプラットフォーム (DPF)	が安心・安全なインター	
	ネット取引の場となる。	,(消費者庁)		
	・デジタル・プラットフ	ォームを介した取引等にお	ける消費者利益の確保の	
	ためには、一般消費者の	の自主的かつ合理的な選択	の機会の確保のため不当	
	表示を減少させること	は重要であり、そのために	:、不当表示に対する景品	
	表示法の厳正な運用を行	行う。 (消費者庁)		
KPI (ア	1官民協議会で共有する	問題等【2項目以上/毎年	度】(消費者庁)	
ウトプッ	→5項目 (令和4年度)			
ト指標)				
	2アフィリエイト広告や	ステルスマーケティング	を含むインターネット広	
	告の景品表示法に違反	する行為に対する、厳正な	対処(参考指標:措置命	
	令件数、課徴金納付命 ⁴	令件数、指導件数) (消費者)	庁)	
	→措置命令件数 34 件			
	→課徴金納付命令件数 11	件		
	→指導件数 72 件			
	3 景品表示法について都道府県の担当者も含めた執行担当者に対する研修			
	や意見交換等(新たな制度の改正も含む。)の実施(消費者庁)			
	→14 回			
KPI (ア	初期	中期	最終	
ウトカム	1取引 DPF 消費者保護	1取引 DPF 消費者保護	1PIO-NETにおける取引	
指標)	法制度の認知度【毎年	法 10 条に基づく申出件	DPF に関する相談件数	
	度増加 】(消費者庁)	数【毎年度増加】(消費者	【減少傾向】(消費者庁)	
	→8.3% (令和5年2月)	庁)		
			2 景品表示法の厳正な	
	2インターネット上の	2取引 DPF 消費者保護	運用の長期的な継続	
	広告の監視業務につ	法第5条に基づく開	(参考指標:措置命令	
	いて、より多くの範囲	示請求の件数【毎年度	件数、課徴金納付命令	
	の監視を効率的に行	増加 】(消費者庁)	件数、行政指導件数)	
	うための方策の検討、		(消費者庁)	
	実行 (消費者庁)	3表示の適正化により、		
		一般消費者の適正な	3 不当表示の未然防止	

3 景品表示法の執行担
当者における理解の
促進 (消費者庁)

商品選択の機会を確保(参考指標:インターネット上の広告の監視業務の結果公表資料へのアクセス数) (消費者庁)

- →19, 930 **回**
- 4 都道府県を含めた執 行担当者における理 解の促進や知見の共 有を通じた景品表示 法の厳正な運用(消費者 庁)

の継続(参考指標:研修や講師派遣の回数、アンケートの理解度) (消費者庁)

→研修や講師派遣の回数 170 件、アンケートの理解度 96.5% (よくわかった、概ねわかったと回答した方の割合)

取組

令和4年予定

- a 取引 DPF 消費者保護法に対する附帯決議において適切な措置を講ずべきと された事項について、同法の施行状況を注視しつつ適切に検討を行う。(消 費者庁)
- b インターネット販売における食品に関する情報提供について作成したガイドブック(令和4年度版)について、Codex 等を踏まえての必要に応じた更新及び情報提供の考え方の検討(消費者庁)
- c アフィリエイト広告等に関する検討会の報告書への対応として、アフィリエイト広告について、景品表示法第 26 条に基づく広告主が講ずべき措置に関する新たな指針の策定等を行うことにより、アフィリエイト広告における不当表示の未然防止・早期是正に向けた取組、景品表示法検討会におけるステルスマーケティングへの対応等を行う。(消費者庁)
- d デジタル広告市場の競争状況の最終報告を踏まえ、関係省庁と連携しなが らルール整備に取り組む。(内閣官房)

- a (委託調査の結果と附帯決議の回答内容を踏まえて記載) (消費者庁)
- b インターネット販売における食品に関する情報提供については、令和4年 6月に「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイド ブック」を公表した。(消費者庁)
- c アフィリエイト広告については、「アフィリエイト広告等に関する検討会」 の報告書に基づき、令和4年6月に景品表示法第26条に基づく「事業者が 講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の一部改正を行い、アフィリエイト広告が当該指針の対象に含まれることを明確化した。ステルスマーケティングについては、令和4年9月より「ステルス

マーケティングに関する検討会」を開催し、ステルスマーケティングを景品表示法第5条第3号の新たな不当表示に指定するべきであるとする提言を行った報告書を同年12月に取りまとめ公表した。(消費者庁)

d 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の適用対象となる事業にデジタル広告を追加するための政令改正やその他のルール整備について、デジタル市場競争会議ワーキンググループで議論し(第 37 回デジタル市場競争会議ワーキンググループ)、令和4年7月5日に同政令改正案が閣議決定された。(内閣官房)

重点項目13. 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育 推進のための体制の整備

目標	消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進による消費者被害の防止・減少(消費者市民社会の実現)(消費者庁)			
KPI (ア	1 消費者教育連携・協働推進全国協議会の参加者数【令和5年度に900 人以			
ウトプッ	上】(文部科学省)			
ト指標)	→795 人 (令和4年度)			
	2国民生活センターにおける消費者教育推進のための研修の実施状況【独立 行政法人国民生活センター中期目標に準じる/毎年度】、国民生活センタ ーにおける消費者教育推進のための研修受講者数(消費者庁) →498 人(今和3年度)			
	3消費者教育コーディネ	ーター会議の参加者数【令	和5年度に100人以上】	
	(消費者庁)			
	→83 人 (令和4年度)			
	4事業者向け研修の実施状況・受講者数(消費者庁)			
	 5消費者教育ポータルサ	イトのアクセス件数、教材	 件数、取組件数、講師派	
	遣団体数【アクセス件数 380,000 件】(消費者庁)			
	→アクセス数 : 357, 573 件、教材 531 件、取組件数 : 14 件、講師派遣団体数 :			
	114 団体 (令和5年3月時	:点)		
KPI (ア	初期	中期	最終	
ウトカム	1 消費者教育推進計画	1被害の未然防止のた	1 消費者被害に遭った	
指標)	の策定状況【令和6年	めの行動ができる消	人の割合【令和5年度	
	度に指定都市及び中	費者の割合【令和5年	に 15%以下】(消費者庁)	
	核市で50%以上】(消費	度に 48%以上】(消費者	→18.8% (令和4年12月)	
	者庁)	庁)		
	→37.8% (18 指定都市、	→45.9%(令和4年12月)		
	13 中核市) (令和4年4 月)	2 被害に遭った際に相		
	/1/	と被告に這つた際に相 談等行動できる消費		
	│ │2消費者教育地域協議	者の割合【令和5年度		
	会の設置状況【令和6	に 70%以上】(消費者庁)		
	年度に指定都市及び	→67.9% (令和4年12月)		
	中核市で 50%以上】			

(消費者庁)

- →37.8%(18 指定都市、 13 中核市)(令和4年4 月)
- 3 消費者教育コーディ ネーター配置済の地 方公共団体の数【令和 6年度に 47 都道府県 での配置】(消費者庁)
- →**40 都道府県**(令和4年 4月)
- 4 地域サポーター配置 済の地方公共団体の 数【令和6年度に配置 都道府県数増加】(消費 者庁)
- →**26 都道府県** (令和4年 4月)
- 5教育委員会において、 現在、重点的に行って いる取組として「学校 における消費者教育 の充実」を挙げている 割合【令和5年度に 50%以上】(文部科学省) →42.6%(令和3年6月)
- 6大学等における消費 者関連(消費者問題に 関する啓発・情報提供 以外)の取組の割合 【令和5年度に 65% 以上】(文部科学省)
- →56.8%(令和3年6月)
- 7 地域での消費者教育 関連事業 (講座等) の

- 3被害防止のために周 囲に働き掛けできる 消費者の割合【令和5 年度に27%以上】(消費 者庁)
- →23.5% (令和4年12月)

実施割合【目標:令和
5年度に 40%以上の
自治体での実施】(消費
者庁)

- →36.4% (令和4年4月)
- 8契約等消費生活(消費 者被害)に関する知識 の正答率【目標:令和 5年度に38%以上】(消 費者庁)
- →34.6% (令和4年12月)

取組

令和4年予定

- a 消費者教育推進会議の開催(消費者庁、文部科学省)
- b 消費者教育の推進に関する基本方針の変更(消費者庁、文部科学省)
- c 消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信(消費者庁)
- d 消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組支援(消費者庁、文部 科学省)
- e大学・専修学校等における消費者教育の推進(消費者庁、文部科学省)
- f中学校等における消費者教育プログラムの周知等(消費者庁)
- g「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針—消費者教育の実践・ 定着プラン—」(令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する 4省庁関係局長連絡会議決定)に基づき必要な政策を実施(消費者庁、文部科 学省)

- a 消費者教育推進会議等を6回開催(消費者庁)
- a, b, d 消費者教育連携・協働推進全国協議会等において、情報提供及び周知・ 啓発を実施 (文部科学省)
- b 消費者教育推進会議等において議論を行い、令和5年3月に変更の閣議決 定 (消費者庁)
- c 消費者教育の担い手等に対し、消費者教育ポータルサイトの活用を促進 (消費者庁)
- d 令和4年7月に第2回消費者教育コーディネーター会議を開催(消費者庁) 国民生活センターにおいて、消費者教育推進のための研修を実施(消費者庁)
- e, f, g 中学校、私立高等学校、大学等を対象とした出前講座事業や、事業者における新人研修向け消費者教育プログラムの開発等を実施(消費者庁) 消費者教育連携・協働推進全国協議会等において、情報提供及び周知・啓発を実施(文部科学省)

全国の指導主事等を対象とする会議等の場を通じて学習指導要領の趣旨の 周知・徹底を実施 (文部科学省)

各都道府県等を通じ各中学校、高等学校等に対し、令和4年度からの18歳成年を見据え、高等学校段階までに社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むため作成された消費者教育教材についての周知等を実施(文部科学省)

成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針ー消費者教育の実践・ 定着プランを踏まえた消費者教育の充実について全国の教職課程を置く大 学に周知等を実施(文部科学省)

大学等関係者を対象とした会議において、大学における消費生活センター 等と連携した消費者教育の実施等について周知。(文部科学省)

e 各都道府県等を通じ各中学校、高等学校等に対し、令和4年度からの18歳 成年を見据え高等学校段階までに社会において消費者として主体的に判断 し責任を持って行動できる能力を育むため作成された消費者教育教材につ いての周知等を実施(文部科学省)

重点項目 14. 地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた地方公 共団体への支援等

※SDGs 開発目標 1 、 3 、 4 、 10、 12、 16、 17

目標	・地方消費者行政の機能を強化し、相談体制を充実させる。(消費者庁) ・地方消費者行政を中核として、消費者被害の未然防止・拡大防止を実現する。(消費者庁)			
KPI(ア ウトプッ ト指標)	1 地方公共団体の首長等に対する相談体制の機能強化やデジタル化などの 直接的な働き掛けの実施状況【7地域/毎年度】(消費者庁) →7 地域(令和5年2月)			
	2各地域の地方公共団体の消費者行政担当者等との情報共有・意見交換を行う会議等の実施回数【ブロック会議については7地域/毎年度、担当課長会議については1回/毎年度】(消費者庁) →ブロック会議: 7地域/担当課長会議: 1回(令和5年2月)			
	 3消費生活相談員担い手 	確保事業の受講者数【1,60	00 名/毎年度】(消費者庁)	
	4 消費者ホットラインや消費生活センターに関する広報事業の実施回数 (消費者庁) →1回 (令和5年2月)			
	5国民生活センターでの研修実施状況【※独立行政法人国民生活センター中期目標に準じる/毎年度】(消費者庁)			
	6 消費生活協力員・協力団体養成事業での講座開催数【2回以上/毎年度】 (消費者庁) →4回(令和5年2月)			
KPI (ア	 初期	中期	最終	
ウトカム		— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1消費生活センター設	
指標)	置市区町村の都道府		置市区町村の都道府	
	県内人口カバー率		県内人口カバ一率【上	
	【90%以上】(消費者庁)		昇】(消費者庁)	
	→57% (27 都道府県) (令			
	和4年4月)		2 若年者の消費生活セ	
	_ N/ # // \~ ! = -1:		ンターの認知度【上	
	2 消費生活相談員配置		昇】(消費者庁)	
	市区町村の都道府県		2. 出典老中人体但址址	
	内人口カバ―率【90%		3 消費者安全確保地域	

以上】(消費者庁) 協議会設置市区町村 →89% (42 都道府県) (令 の都道府県内人口カ 和4年4月) バ一率【上昇】(消費者 庁) 3相談員資格保有率 【75%以上】(消費者庁) →60% (28 都道府県) (令 和4年4月) 4相談員の研修参加率 【100%】(消費者庁) →10% (5都道府県) (令 和4年4月) 5 指定消費生活相談員 を配置【全都道府県】 (消費者庁) **→21 都道府県** (令和4年 12月) 6若年者の消費者ホッ トライン 188 の認知度 【30%以上(全国)】(消 費者庁) 7 若年者の消費生活セ ンターの認知度【75% 以上(全国)】(消費者庁) 8講習等 (出前講座を 含む) の実施市区町村 割合【75%以上】(消費 者庁) →9%(4都道府県)(令 和4年4月) 9消費者安全確保地域 協議会設置市区町村 の都道府県内人口カ バー率【50%以上】(消

	費者庁)		
	→ 34% (16 都道府県) (令 和 5 年 3 月)		
	10 消費者安全確保地域 協議会設置済み自治 体数 (消費者庁) →446 自治体 (令和5年3 月)		
	11 地域の見守り活動に 消費生活協力員・協力 団体を活用する市区 町村の都道府県内人 ロカバー率【50%以 上】(消費者庁) →6%(3都道府県)(令 和4年4月)		
	12 地方版消費者基本計画の策定【全都道府県、政令市】(消費者庁) →35 都道府県/14 政令市(令和4年4月)		
	13 消費者行政職員の研修参加率【80%以上】 (消費者庁) →0%(O都道府県)(令 和4年4月)		
	14 オンライン相談受付 を行っている自治体 数 (消費者庁) →209 自治体 (令和4年8 月)		
取組	令和4年予定		
		戦 2020 における政策目標 舌相談のデジタル化を推進	

- b 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置及び取組への支援(消費者庁)
- c 消費生活協力員、消費生活協力団体の活用支援(消費者庁)
- d 相談者の利便性の向上、消費生活相談員の負担軽減等を図るため、次期の 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)について、民 間企業で活用される業務システムを使った実証実験を踏まえ、詳細な検討 を行う。(消費者庁)
- e 消費生活相談の業務見直し等を行い、地方公共団体がデジタル化を進める際のモデルを作成する。また地方公共団体への説明を行い、デジタル化の推進を支援する。(消費者庁)
- f 地方消費者行政のための交付金等を通じ消費生活センターの相談体制の構築を支援する。(消費者庁)

- a 地方公共団体の消費者行政担当部署との情報共有・意見交換を行う会議等を定期的に実施。消費者ホットラインや消費生活センターの認知度向上に向け、PR 動画の作成や、広告配信等を行う事業を実施。国民生活センターの機能強化、研修の充実等を促進(消費者庁)
- a, b 地方消費者行政充実・強化のためのキャラバンの実施等を通じ、消費者 安全確保地域協議会の設置、消費生活相談員の処遇改善及びスキル向上等 の地方公共団体の取組に対する働き掛けを推進(消費者庁)
- a, b, c 地方消費者行政に関する先進的モデル事業、消費生活相談員担い手確保事業、消費生活協力員・消費生活協力団体養成事業、これらの広報啓発など、地方への重層的な支援のための各種事業を実施(消費者庁)
- a, f 地方公共団体の自主財源に裏付けられた予算の確保を促進するとともに、地方消費者行政強化交付金により、相談体制の機能強化やデジタル化など消費者行政に積極的に取り組む地方公共団体を支援(消費者庁)
- a, d, e, f 消費生活相談のデジタル・トランスフォーメーション (DX) に向けた取組や、地方公共団体への働き掛けを推進 (消費者庁)